

日医発第2462号（保険）
令和5年3月31日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長島公之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その81）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症であって、病床ひつ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、パキロビッドパック200 mg（成分名：ニルマトレルビル/リトナビル）を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合、薬剤料の算定が可能である旨、示されたものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

＜添付資料＞

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その81）
(令5.3.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和5年3月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その81）

新型コロナウイルス感染症の臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する新型コロナウイルス感染症であって、病床ひつ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、パキロビッドパック 200 mg（成分名：ニルマトレルビル／リトナビル）（以下「本剤」という。）を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合に、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）第16 第2号に規定する内服薬のうち、「抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）」とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できるか。

（答）算定可。なお、調剤料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成20年厚生労働省告示第128号）等に基づき取り扱うことに留意されたい。